

新座市告示第 254 号

新座市自転車等駐車場条例（昭和60年新座市条例第25号）第16条第1項の規定により撤去した自転車等を同条第2項の規定により、下記のとおり保管したので告示する。

令和 8 年 7 月 3 日

新座市長 並 木



記

- 1 自転車等を撤去した場所  
新座駅南口地下自転車駐車場
- 2 保管した自転車等  
別紙のとおり
- 3 保管台数  
自転車 2 台
- 4 保管開始日  
令和 8 年 6 月 6 日
- 5 処分予定日  
令和 8 年 10 月 25 日

放置自転車等撤去・保管一覧表

保管場所；東北二丁目放置自転車返還所

| 撤去区域    | 撤去日  | 番号 | 保管番号 | 種別  | 型式 | 車種  | 車体の色 | 車体記載の住所及び氏名 | シール色 | 登録年 | 防犯登録番号   | 車体番号       | 告示日 | 処分予定日<br>(返還日) | 所管警察 |
|---------|------|----|------|-----|----|-----|------|-------------|------|-----|----------|------------|-----|----------------|------|
| 新座駅南口地下 | 6月6日 | 3  | 59   | 自転車 |    | 軽快女 | 黒    |             |      |     |          | A20AG19130 |     |                | 埼玉県警 |
| 新座駅南口地下 | 6月6日 | 1  | 58   | 自転車 |    | 実用  | 黒    |             |      |     | 田無N47850 | STWKH09681 |     |                | 警視庁  |